火災は人災！ 防ぐはあなた
春の火災防火運動
＜四月一日～七日＞

〝火災は人災、防ぐはあなた〟の標語のもとに、四月一日から七日までの一週間「春の防火運動」が、県下一斉に実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎え、住民の火災予防思想を向上させるものです。

消防岩室分署では、運動期間中に、旅館・工場・危険物取扱施設・特殊対象物施設を、査察し防火指導を行います。

多くの人が、集まるこのような施設の防火管理は、常に防火意識を持ち、従業員や客の安全に努めて下さい。

火災を出さないことが第一ですが、万一の場合に備えて、職場や家庭でも「誰が何をするのか」など役割を話し合っておいたり、消火器の点検や浴槽に水を入れておいたり、簡単なことに気を配りましょう。

春先の火災は、大惨事を招くので、村民一人一人が十分注意して下さい。

戸籍シリーズ ⑮

【問】 死亡届をするにはどのような書類が必要なのか。それは、なぜ要求されるのか。もし、添付すべき書類が得られないときは、死亡届ができないのか。

【答】 死亡は、人の権利能力の終期であり、相続開始の原因でもあります。そのために、いつ、どこで、死亡したかということを正確に知り、記録する必要があります。

そこで戸籍法は、死亡届の添付書類として「死亡診断書」又は「死体検案書」が必要である、と規定しているのです。

しかし、事例によっては死亡していることが明らかであっても、前述の書類が得られるとは限りません。そのときは、「死亡の事実を証する書類」を添付して死亡診断書又は死体検案書を提出できない旨を届書に記載すれば死亡の届出をすることができることになっております。

ところで、死亡診断書又は死体検案書が添付されずに、死亡の事実を証する書類を添付しての死亡届があったときは、市町村長は、当該死亡届を直ちに受理するのでなく、監督法務局の長の指示を得て受理、不受理を決めることになっております。

以上の説明でおわかりのように、死亡診断書又は死体検案書が入手できなくとも、死亡届が受理される途が開かれていることをご理解がいります。

【問】 死亡届をする人はどういった資格の者か。さき頃の新聞報道によれば、戸籍法が改正されて誰でも届出をできるようになるとあったように思うが…。

【答】 死亡届をすることができる者は、ある一定の資格を有する者にかぎられています。

第一順位が同居の親族、第二順位がその他の同居者、第三順位が家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人等であります。

戸籍法でこれらの者に死亡の届出人としての資格（義務）を与えております。

これらの者は、最も早く死亡の事実を知りうる立場にあるからです。

死亡届出人の範囲については、当初は極めて厳格に解釈されていて、例え親子であっても、死亡の時に同居していないと届出人になれないことでしたが、しかし、その取扱いがあまりに従って届出が認められるようになったのです。

愛の献血ご協力
ありがとうございました。

去る2月22日，23日に実施しました愛の血献はみなさんのご協力で多数の献血をいただきました。次回は7月18日・19日に予定しています。今回の実績は次のとおりです。

2月実施献血部落別実績

部落名	依頼数	協力者数	部落名	依頼数	協力者数
池	5	3	原	3	3
石	19	4	津雲田	4	5
岩	23	21	富岡	1	1
樋	8	2	高橋	4	2
栄	6	4	和納1区	13	1
橋本	7	6	和納2区	7	1
久保ケ谷	2	—	和納3区	12	4
猿田瀬	2	2	和納4区	8	4
南内野	3	3	和納5区	5	—
北井中	4	—	和納6区	11	3
夏上鳥	11	1	和納7区	8	2
西島根	7	8	和納8区	9	3
潟越谷	2		和納9区	4	2
白島畑	1	1	和納10区	2	1
西長曾	3	—	和納11区	3	1
横船	3	4			
西	4	8	村内事業所	45	(47)
新	3	3	岩室農協		4
油	3	7	㈱坂田屋		3
高	5	5	㈱富士屋		3
間瀬1区	7	—	石瀬建築組合		9
間瀬2区	3	1	㈱横山組		7
間瀬3区	3	2	㈲巻タクシー		4
間瀬4区	3	1	㈲和納越路タクシー		4
間瀬5区	4	5	小野田レミコン		4
間瀬6区	4	—	新潟スプリットン		1
間瀬7区	5	—	土地改良岩室支所		3
役場	41	38	消防分署		2
外村		7	合計	330	216

社会福祉のために
善意の御寄附

愛する御家族を亡くされて、深い悲しみも去りやらぬ御遺族から、社会福祉のために役立ててほしいと、多額の御寄附を頂戴しましたので御紹介いたします。

故松島ハルさん（二月十三日歿和納十一区）の御子息**松島義明**さんから金二万円也。

故人の御冥福をお祈りするとともに、厚く御礼申し上げます。御寄附の趣旨に従い、社会福祉のために活用させていただきます。

ありがとうございました。

転出証明書等の手数料の変更

米穀の配給事務に係る手数料令が三月九日付で次の通り改正され同日から施行されています。

手数料の名称	現行	改訂後
小売販売業者に対する米穀類購入割当	一〇〇円	三〇〇円
旅行証明書	二〇〇円	五〇〇円
転出証明書	五〇〇円	一〇〇円

〝地方産業育成資金貸付規則一部変更について〟

◇貸付期間
(イ)6ヶ月間一括返済
(ロ)12ヶ月間均等返済
(ハ)24ヶ月間均等返済
◇貸付利率 7.1%
◇時期 4月、10月の予定
詳しくは商工会か農政観光課まで問い合せ下さい。

補償の充実をめざし
農業災害補償法が一部改正
農業共済よりお知らせ

常に農業経営の後だてとしてその役割をはたしてきた農業災害補償制度が、近年における農業の著しい変ぼうに対応するために、法律の一部が改正され、今年度から施行されることになりました。

以下改正された内容について当村に関係のある部分を説明し、共済運営についてご理解をいただき、今後一層のご協力をお願いいたします。

一、水稲共済

①「補償の限度の引き上げ」

水稲の単位（キログラム）当たり共済金額はいまで、前年産米価の九割を限度としていましたがこれが十割引き上げられました。この結果補償の割合が六三%から七〇%に引き上げられます。

なお、本村では今年の単位当り共済金額は、去る十二月の共済事業運営協議会で前年より四〇円アップの二四〇円に決定し、三月の村議会で議決されました。

二、家畜共済

①「肉豚共済の追加」

現在の家畜共済の対象である牛、馬、種豚のほかに肉豚を加えることになり生後六〇日から八ヶ月までのものが加入でき、死亡の場合に共済金が支払われる仕組になっています。加入は豚舎ごとの豚ひとまとめに行います。

②「掛金国庫負担の改善」

掛金の国庫負担分が次のように改正になり、農家負担が軽くなりました。カッコ内は旧の数字です。

・牛は½（頭数により½から½）
・種豚は⅗（½）
・肉豚は½

③「共済責任の保有」

いままでは共済金額のすべてを連合会と国に保険していましたが、今度村に一割の共済責任が持たされることになりました。

農年で明るい農業
豊かな老後
農業者年金加入ください

農業者年金の経営移譲年金の給付が五十一年より始まり、岩室村で何人かの人が年金をもらっています。

発足当時加入出来なかった人でもその後、新らたに農業経営主になった人や、当然加入者（経営農地が五十アール以上）で今まで資格取得届のなされていない人はすぐ加入の届出をされるようお願いします。窓口は各農協で行なっております。

下表に掲げたように加入されても給付に結びつかなくなる場合もありますので注意して下さい。

当然加入資格者が加入したときの保険料納付期限

生年月日	大正9年～昭和10年生れ 納付期限	最低納付開始月
1月2日～2月1日生れ		昭和50年 1月
2月2日～3月1日 〃	昭和52年4月末日	〃 2月
3月2日～4月1日 〃		〃 3月
4月2日～5月1日 〃		〃 4月
5月2日～6月1日 〃	昭和52年7月末日	〃 5月
6月2日～7月1日 〃		〃 6月
7月2日～8月1日 〃		〃 7月
8月2日～9月1日 〃	昭和52年10月末日	〃 8月
9月2日～10月1日 〃		〃 9月
10月2日～11月1日 〃		〃 10月
11月2日～12月1日 〃	昭和53年1月末日	〃 11月
12月2日～翌年1月1日 〃		〃 12月

水稲耕作地の申告は正確に！
――提出四月二十日までに――

毎年、四月に水稲細目書の異動申告をお願いしていますが、今年もまた、各区長さん、農家組合長さんを通じて異動申告票（地名、地番、面積が記入されている）を配布いたしますので次のことに注意をして確認のうえ、申告してください。また、名前を変更されたい方や、地名、地番、面積に誤りがあった方はそれぞれ訂正して申告してください。

・自分の耕作地ははっきり明確に届ける。
・売買の場合、必らず相手方の名前と地名、地番、面積を届ける。
・委託耕作地は当事者間でよく取決めて届ける。
・交換した耕地は登記に関係なく必らず自分が耕作している耕地を届ける。

この細目書は、掛金や損害評価の基礎となる大切な書類ですので、必らず一筆毎確認し、正しく申告をしてください。

なお、不明な点がありましたら役場農政観光課共済係まで問い合せください。

水道の赤水問題について

水は溶解力の強い溶媒であり、水に溶けない物質はないと云われています。

水による金属の溶解は金属にとって腐食と云う現象で現れ、鉄管などの金属製品が施設の主要部を構成している水道にとって水の腐食性は大問題で、特に鉄管の錆による腐食は、通水能力を激減されると共に、溶出した鉄は水酸化第二鉄（錆）となって供給水中に含まれ、いわゆる赤水問題をひき起すこととなります。

水道管の内部表面に付着している錆等が停電や水道管の修理等により断水、これ等による流水の変化、又は今冬における寒暖のはげしい気候状態には水道管の錆等がはげ蛇口から出てくるわけであります。

村内全域に渡り赤水現象がおきていますが、浄水場では塩素滅菌し送水していますので赤水現象もやがて解消出来るものと思われます。

村民各位に大変ご迷惑をお掛けし申し訳ありません。

赤水解消に最善の努力をいたしており特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昭和52年度の納税が
今月から始まります

◎ 固定資産税　1期
◎ 国民年金保険料　1.期

納期日　4月30日（土）

一、振替納税を御利用の方には納税通知書は御宅に、納付書は申込の金融機関に送られて各納期毎に振替納税されます。

二、振替納税ではない方には納税通知書と一年分の納付書が届きます。各金融機関の窓口で各期毎に納税して下さい。一期分の納期四月三十日は土曜日になりますので早目に納税を済ませて下さい。

尚一度に納付書が届きますので二期以後の納税をお忘れにならない様特に御注意下さい。

振替納税や納税の事で不明の事が有りましたら税務課に御連絡下さい。